

【注意事項】

- ◆ 被保険者が死亡した場合の申請であるときは、②と⑤欄は申請する方の氏名と住所を記入してください。
- ◆ ⑦は「老衰」「心不全」等具体的に記入してください。
- ◆ 被保険者が死亡した場合の申請であるときは⑩に、被扶養者が死亡した場合の申請であるときは⑨に「該当せず」と記入してください。
- ◆ ⑨の「埋葬に要した費用」欄は、死亡した被保険者の被扶養者または、被保険者に生計維持されていた被扶養者以外の方が申請する場合に限り「該当せず」とし、その他の方が申請する場合は必ず記入するとともに、埋葬に要した費用の領収書の原本と内訳書を添付してください。なお、証拠書類等が外国語で記入されているときは、翻訳者の住所・氏名を明記した翻訳文を添付してください。
- ◆ ⑪は該当するときは必ず記入してください。
- ◆ 死亡が業務上によるものや第三者の行為（相手のある交通事故、傷害行為）によるものであるときは、⑧の「はい」をマルで囲んでください。
第三者の行為によるものであるときは、別途「第三者行為による傷病届」が必要になります。
申請前に当健保組合業務部までお問い合わせください。
- ◆ 記入内容等を訂正するときは、二重線で抹消し各欄の記入者が訂正してください。修正液等は使用しないでください。
- ◆ ⑬は個人口座へ振込みを希望される場合は、被保険者（申請者）の口座について記入してください。なお、被保険者（申請者）以外の口座へ振込みを希望される場合は、⑭の委任状欄に記入をし、⑬に受領代理人の口座を記入してください。

〔添付書類〕

- ◆ 被扶養者以外で被保険者により生計維持されていた方の申請の場合
 - ・ 生計維持を確認できる書類（住民票、住民票除票など）が必要となります。
- ◆ 事業主の証明を得ないで申請する場合
 - ・ 死亡が確認できる書類（埋葬許可証の写・死亡診断書（死体検案書）の写など）が必要となります。
 - ※⑦死亡原因や当組合にて確認した既往歴により、死亡診断書（死体検案書）の写しを求める場合もあります。